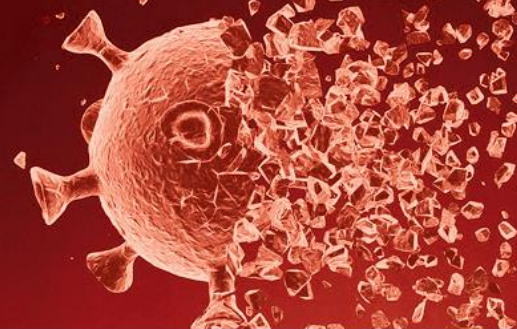


COVID-19 COMMUNIQUE

ASA & ASSOCIATES JEP



May 12, 2020

COVID-19 に関する公式発表 12 May 2020

世界の状況に関する俯瞰

新型コロナウイルス発生により世界経済の再活動が阻害

世界中で確認されたコロナウイルス感染症例数は、400 万を超えました。インド、イギリス、ロシア、カナダ、ペルー、ブラジルでは、感染の増加傾向が続いています。一方で、イタリア、スペイン、フランス、ベルギーは、症例数が頭打ちになり始めました。しかし、当局が規制緩和を開始したところ、韓国とドイツでは再び症例数が増加し、世界中の国々に懸念を引き起こしました。

参照：Economic Times, Business Standard

英国は6月1日までロックダウンを延長

英国のボリス・ジョンソン首相は、コロナウイルスの封鎖は少なくとも6月1日まで実施されると発表しました。英国はCOVID-19発生において、累積死者数が米国に続く2番目に多く、ヨーロッパでは最多の国となりました。

参照：NDTV

日本は国家安全保障を理由としてFDI規則を改定

日本の財務省は海外投資家の出資を制限する通達を発行しました。改定された基準に従い、外国投資家は、ソニーやトヨタを含む東京上場企業の半数以上において、1%以上の株式を取得する際には事前に、日本の財務省の承認を得る必要があります。取締役を指名する際にも同様の承認が必要になります。

参照：Reuters, Business Today

ICMRがBharat Biotech International Limitedと協力してコロナウイルスワクチンを開発

インド医学研究評議会（ICMR）は、Bharat Biotech International Limited

(BBIL) 社と提携して、COVID-19 に対して完全に固有のワクチンを開発しました。 ワクチンは、プネにある ICMR の国立ウイルス研究所 (NIV) で分離されたウイルス株を使用して開発される予定です。

出典：Business Standard

CFO の方向けの情報

企業継続の前提の分析—COVID-19 時勢下における困難な課題

COVID-19 による流動性、売上高、収益性へのロックダウンの深刻な影響を考慮すると、業界は企業継続の前提のリスクと仮定を評価することの難しさを表明しています。今後 12 か月間は、ある程度の適切さをもってキャッシュフローを見積もり、評価することが非常に難しいと考えられます。このような前例のない状況が発生したことにより、監査人は経営者の判断について評価する際に、十分な監査資料を入手することなどにおいて、困難に直面することとなるでしょう。なぜなら本質的に不確実な各種イベントがもたらす将来の結果に対してされた経営者の判断について評価をする必要があるからです。

参照：ET CFO

(<https://cfo.economictimes.indiatimes.com/news/do-companies-impacted-by-covid-19-remain-a-going-concern/75545397>)

政府は新規事業分野全体で構造改革のパッケージを発表する見込み

インドの政府系シンクタンクである Niti Ayog の CEO である Amitabh Kant 氏が述べたところによると、政府はインドを国際的な製造および輸出のハブに変えるために、新規事業部門全体の構造改革のパッケージに取り組んでいます。

現在リストされているセクターには、ヘルスケア、教育、モビリティ、ゲノミクス、AI、5G ネットワーク、フィンテック、製造の業界が含まれます。

参照：Financial Express

(<https://www.financialexpress.com/economy/government-working-on-a-package-of-structural-reforms-for-sunrise-sectors-niti-aayog-ceo-amitabh-kant/1950399/>)

需要、プライバシー、労働— インド企業の今後の課題

事業活動は規制が緩和された状態で再開されていますが、インドの公私の事業者は、政府からの別の刺激策と事業継続パッケージの発表を待ち望んでいます。給与削減と失業により、今後2～3か月間の消費者の購買力はかなり不確実なものとなりました。また、労働力の不足が激化し、移民労働者が村を出て行かないよう引き留めるために、賃金が高められることで、インド各地で人件費が上昇する、恐れがあります。

参照：ET CFO

(<https://cfo.economictimes.indiatimes.com/news/india-lockdown-3-0-demand-privacy-labourersaddition-to-the-list-of-challenges-for-india-inc/75639405>)

規制等の緩和

- ・ 直接税
- ・ 間接税
- ・ 会社法及びその関連法

直接税

COVID-19 関連の渡航制限により、居住性の規制が緩和

直接税中央委員会（CBDT）は、ロックダウン/人の隔離/国際便の停止により、インドに残された個人の居住の規制を緩和します。これらの理由によりインドに滞在することとなった期間は、1961 年所得税法に基づく居住性の判断の際に除外されます。

参照：CBDT

(https://www.incometaxindia.gov.in/news/circular_no_11_2020.pdf)

慈善団体登録等の一時休止

CBDT は、1961 年所得税法 10 条(23C)項、12AA 条、35 条および 80G 条に基づいて承認/登録/通知された団体の承認/登録に関する新しい手順の実施を延期します。これらの団体は、2020 年 10 月 1 日から 3 か月以内に通知を提出する必要があります。さらに、2020 年 10 月 1 日から、新しい団体の承認/登録/通知の修正手順も適用されます。

参照：PIB

(<https://pib.gov.in/newsite/PrintRelease.aspx?relid=203917>)

CBDT は、COVID-19 期間中の「不利にならない」やり取りを強調

CBDT は、会計年度 2020-21 の第 1 四半期の暫定行動計画を発表しました。

計画の着目すべき点としては、新たな別のガイドラインが発行されるまで、この期間中は調査対象者に不利になる影響(adverse effect)を与えるようなやり取りを行わないと決められたことです。

参照：CBDT

(https://taxindiaonline.com/RC2/pdfdocs/Central_Action_Plan_FY-2020-21.pdf)

間接税

GST に関するさまざまな期日の延長

ロックダウンの状況と、期限内にコンプライアンスの遵守に関して、納税者が

直面している困難を考慮して、政府はさまざまな申告等の期限日を延長しました。

- GST 年次申告書である GSTR-9 の提出期限が 2020 年 9 月 30 日まで提出されました。

参照：Notification No. 41/2020-Central Tax dated May 5, 2020

(<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/notfctn-41-central-tax-english-2020.pdf>)

- 2020 年 3 月 20 日から 4 月 15 日までの間で有効期限が切れる E-way Bill(オンライン領収書)は、2020 年 5 月 31 日まで有効になります。

参照：Notification No. 40/2020-Central Tax dated May 5, 2020

(<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/notfctn-40-central-tax-english-2020.pdf>)

- 破産手続き中の納税者に必要となる可能性のある個別の登録は、2020 年 6 月 30 日まで、または決議担当者 (RP) の任命から 30 日以内のうちの、いずれか遅い方で行うことができます。さらに、RP の任命前にすべての申告書が提出されている場合、個別の登録は不要とされました。

参照：Notification No. 39/2020-Central Tax dated May 5, 2020

(<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/notfctn-39-central-tax-english-2020.pdf>)

GST 申告の簡素化

2020 年 4 月 21 日から 2020 年 6 月 30 日までの期間中、電子有効化 (EVC) モードによる月次申告書である GSTR-3B の提出を可能とするべく、法人税納税者への規制が緩和されました。さらに、納税額がゼロ (NIL) の場合は、登録された携帯電話番号を通じて申告が可能となりました。

参照：Notification No. 38/2020-Central Tax dated May 5, 2020

(<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/notfctn-38-central-tax-english-2020.pdf>)

今後輸出をする商業輸出業者のための規制緩和

COVID-19 の状況によって輸出業者が従うべき義務に影響を与えていることを考慮して、国内市場で購入してから 90 日以内に輸出する必要がある商業輸出

業者は、2020 年 6 月 30 日までに輸出をすることができます。ただし 2020 年 5 月 20 日から 2020 年 6 月 29 日までの間にその 90 日の期限が到来する者に限ります。

参照：Circular No. 138/08/2020-GST dated May 6, 2020

(https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/Circular_Refund_138_8_2020.pdf)

会社法及びその関連法

年次総会（AGM）がビデオ会議を通じて可能に

2020 年に開催される AGM は、今後、ビデオ会議（VC）または他の視聴覚手段（OAVM）を通じて、特定の条件に従って実施することが許可されました。

参照：MCA

(http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/Circular20_05052020.pdf)

免責事項：本件メールはすべてのコロナウィルス対策情報を調査した上で作成しておりますが、Corporate Catalyst India 社はいかなる責任も追いませんので、受信者の方においても別途情報の調査をしていただくようお願い致します。このメール及び添付されたファイルはすべて内密情報であり、クライアント様各位の秘匿特権によって保護されています。この情報を誤って受信した場合には削除の上、送信者までご連絡を下さいますようお願い致します。許諾を得ない利用は禁じられています。

注意：本件メールは一方的に送信する者ではありません。本件メールは cci.in メールングリストに登録された方で、ニュースレターやメールを受信ご希望の方にのみお送りしています。このメールを誤って受信された場合やこれ以上受信を希望しない場合には下記に受信を希望しない旨のご連絡を頂ければと存じます

(<http://cci.asacci.com/unsubscribe.asp?emailid=himanshu.srivastava@cci.in>)